

議案第105号

普通財産の貸付けについて

上記の議案を提出する。

平成28年11月24日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

普通財産の貸付けについて

下記により普通財産を無償で貸し付ける。

記

1 貸付けの目的

斎場施設

2 貸付物件

(1) 土地

所 在	東京都板橋区舟渡四丁目2848番17及び18
地 目	宅地
面 積	1,212.85平方メートル

(2) 建物

所 在	東京都板橋区舟渡四丁目14番6号
構 造 等	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建て
面 積	1,069.86平方メートル

(3) 備考

ア 東京都板橋区舟渡四丁目2848番17の土地については、その西部分303.10平方メートルとする。

イ 付属する備品を含む。

3 貸付方法

使用貸借契約

4 貸付けの相手方

東京都板橋区舟渡四丁目14番6号

特定非営利活動法人葬祭文化センター

代表理事 坂 口 武 雄

5 貸付期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

6 貸付条件

- (1) 斎場施設として使用する。
- (2) 板橋区民の葬儀及び板橋区民が主宰する葬儀の利用に係る料金について、他の利用に係る料金より低額に設定する。

(提案理由)

普通財産を無償で貸し付ける必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき提出するものである。